

○滋賀県農地中間管理事業推進基金条例

平成 26 年 3 月 20 日滋賀県条例第 1 号

滋賀県農地中間管理事業推進基金条例をここに公布する。

滋賀県農地中間管理事業推進基金条例

(設置)

第 1 条 農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)

第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業をいう。)の円滑な推進を図るため、滋賀県農地中間管理事業推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。